

平成26年2月25日

No. 14-032

株式会社 いよぎん地域経済研究センター

愛媛県内企業の知的財産に対する意識と取り組み状況調査

～約3割の企業に出願経験があるも、産業財産権への関心は未だ低水準～

株式会社いよぎん地域経済研究センター（略称IRC、社長 山崎 正人）では、愛媛県内企業の知的財産に対する意識と取り組み状況などについて調査結果を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、詳細は2014年3月1日発行の「IRC Monthly」2014年3月号に掲載いたします。

記

【調査要旨】

- ・ 市場競争が激化するなか、産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を始めとした知的財産は、製品の差別化・高付加価値化を図る手段として注目されており、政府では「知的財産立国」を目指してその活用を後押ししている。
- ・ 近年、産業財産権の登録件数は増加傾向で、2012年の登録件数は、全国で332,877件、県内は2,045件となっている。
- ・ 県内企業に対するアンケートでは、産業財産権の出願経験があると回答した企業は、製造業で5割強、非製造業で1割強、全体では3割弱であった。企業の従業員数と出願経験には相関がみられ、従業員数100人以上の企業では、出願経験がある割合が半数近くに上った。
- ・ 同アンケートで、産業財産権への関心度と同権の重要度を尋ねたところ、製造業では特許、非製造業では商標の関心度・重要度が相対的に高かった。また製造業の半数近くが他社の開放特許の活用に関心を示した。一方、産業財産権の出願経験のない企業の8割弱から9割弱が同権の各権利に「あまり関心なし」あるいは「関心なし」と回答した。
- ・ 県内でも、「今治タオル」のブランド化の成功など、産業財産権の活用が企業業績の向上につながっている事例がある。
- ・ 県内企業が知的財産のさらなる創造と活用を進めるためには、制度の有効性の認識、戦略的に活用できる体制整備、外部との連携が求められる。

以上

はじめに

近年、経済のグローバル化や情報化などで競争が激化するなか、優れた技術や魅力的なデザイン・ブランドといった知的財産を活用した、製品やサービスの差別化・高付加価値化が注目されている。

我が国では、2002年に、当時の小泉純一郎首相が国家ビジョンとして「知的財産立国」を目指す方針を示し、知的財産政策の基本方針を定めた「知的財産基本法」が成立した。また、2013年6月には、今後10年で知的財産における世界最先端の国になることなどを目標に掲げた「知的財産政策に関する基本方針」も閣議決定されるなど、知的財産に対する注目はますます高まっている。

そこで、今回、特許、商標などの産業財産権を中心に県内企業の知的財産に対する意識や取り組み状況を調査した。

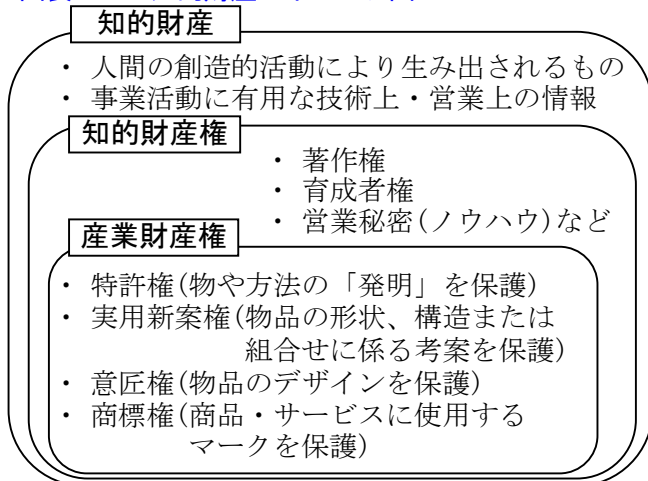
1. 知的財産と産業財産権

(1) 知的財産とは

知的財産基本法では、「知的財産」を「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商業その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」と定義している。

また、そのうち、特許、実用新案、意匠および商標の4つは、権利の保護と利用を通して、産業の発達に寄与するという制度の目的から、「産業財産権」と呼ばれる。

図表 - 1 知的財産のイメージ図



(2) 全国、愛媛ともに

産業財産権の登録件数は増加傾向

内国人（国内企業等）による産業財産権の登録件数は、2006年以降、全国、愛媛ともに特許が全体を押し上げて増加傾向が続いている。2012年の登録件数は、全国で332,877件（うち特許224,917件、実用新案6,221件、意匠24,610件、商標77,129件）、愛媛で2,045件（うち特許1,331件、実用新案26件、意匠197件、商標491件）となっている。

2. 県内企業アンケート結果

調査概要	
対 象	県内に本社または本店をおく法人 3,363 先
調査方法	郵送によるアンケート方式
調査時期	2013年12月上旬～2014年1月中旬
回答状況	有効回答法人 265 先 有効回答率 7.9 %

(1) 産業財産権の出願経験

図表 - 2 産業財産権の出願状況（業種別）

業 種	回答企業数	産業財産権の出願経験のある企業数	
		ある企業数	割合（%）
全 産 業	265	72	27.2
製 造 業	食 料 品	22	81.8
	織 維	9	55.6
	木 材 ・ 木 製 品	5	0.0
	パルプ・紙・紙加工	9	100.0
	一般機械・金属製品・鉄鋼	20	30.0
	造 船	5	60.0
	そ の 他 の 製 造 業	20	35.0
(計)	90	48	53.3
非 製 造 業	建 設 業	33	9.1
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	15	13.3
	卸 売 業 ・ 小 売 業	41	14.6
	不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	10	0.0
	宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	10	20.0
	医 療 ・ 福 祉	14	0.0
	そ の 他 サ ー ビ ス 業	35	17.1
	そ の 他 の 非 製 造 業	15	33.3
(計)	173	24	13.9
不 明	2	0	0.0

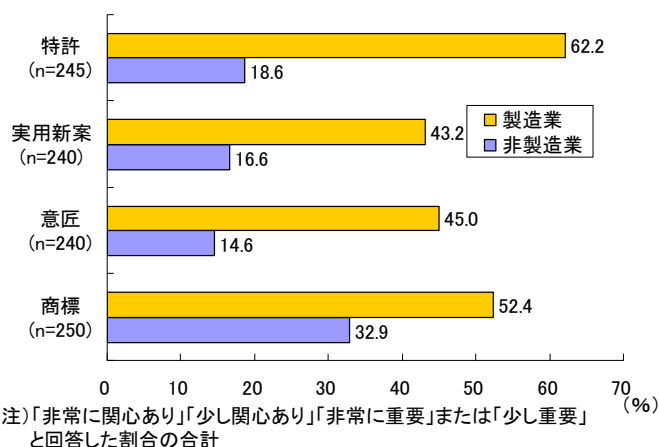
産業財産権の出願経験を尋ねたところ、27.2%の企業が「ある」と回答した。業種別にみると、製造業では、「パルプ・紙・紙加工(100.0%)」や「食料品(81.8%)」で高く、全体でも53.3%と半数を超えた。一方、非製造業では、いずれの業種でもおおむね2割以下となり、全体でも13.9%にとどまった(図表-2)。

一方、従業員規模別では、従業員数と出願経験に相関がみられ、特に従業員100人以上の企業では、半数近くで出願経験があった。

(2) 産業財産権の位置付け

産業財産権の関心度・重要度を尋ねたところ、業種別では、いずれも非製造業より製造業の方が高かった。また、関心度・重要度が最も高い権利は、製造業では特許(62.2%)、非製造業では商標(32.9%)となった(図表-3)。

図表-3 業種別の関心度・重要度

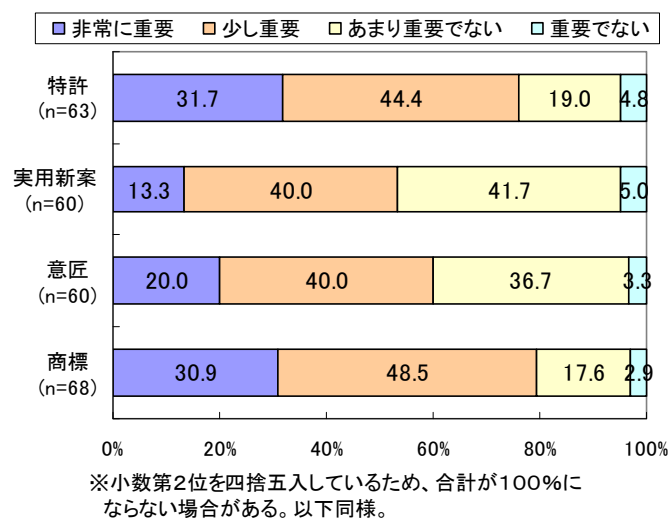


次に、産業財産権の出願経験のある企業に各権利の重要度を尋ねたところ、いずれの権利でも「少し重要」が最も多く、4割~5割弱を占めた。特に特許と商標では重要度が高く、いずれも「非常に重要」と「少し重要」を合わせた割合は8割近くになった(図表-4)。出願経験のある企業では、各権利が企業活動において、大きな役割を果たしているようだ。

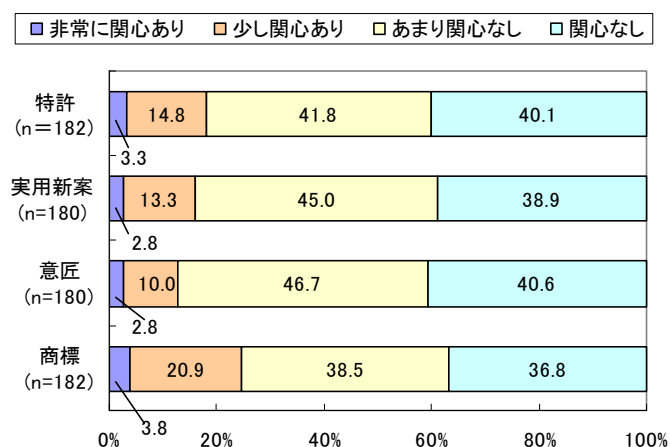
一方、産業財産権の出願経験のない企業に各権利への関心度を尋ねたところ、いずれの権利でも「あまり関心なし」と「関心なし」を合わせた割合は、8割弱から9割弱となり、関心の低さが目立った。一方、「非常に関心あり」と「少し関心あり」を合わせた割合は、

最も高い商標でも24.7%にとどまった(図表-5)。

図表-4 産業財産権の重要度(出願経験のある企業)



図表-5 産業財産権への関心度(出願経験のない企業)



(3) 開放特許の活用

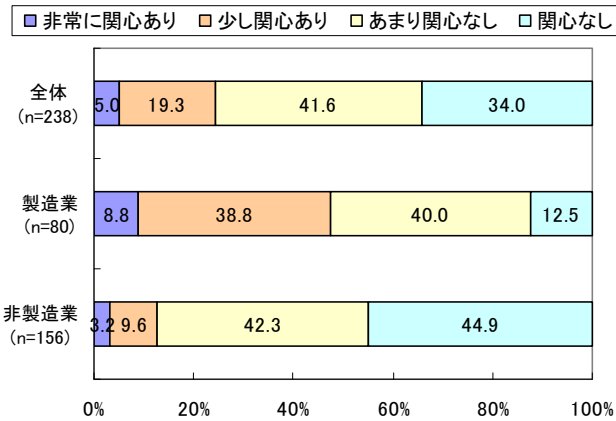
現在、特許を保有している企業に、未使用特許の有無を尋ねたところ、「ある」と回答した企業は37.0%であった。

次に、外部の開放特許への関心度を尋ねたところ、「非常に関心あり」(5.0%)と「少し関心あり」(19.3%)を合わせた割合は2割強となった。業種別では、製造業の半数近くが「非常に関心あり」または「少し関心あり」と回答した(図表-6)。また、全体の5.2%の企業が、実際に外部の開放特許を利用していると回答した。

県内にも保有企業で使用されていない特許があり、保有企業以外で、それらを有効活用しようとする気運

が製造業を中心に広がっているようだ。

図表 - 6 外部の開放特許への関心度



3. 知的財産のさらなる創造と活用に向けた課題

(1) 制度の内容や有効性を知る

産業財産権の出願経験のない企業における同権への関心は低水準であるため、まずは県内の各企業が制度の内容やその有効性を理解する必要がある。

特に小規模な企業では、知的財産を活用したくても、自社にどのような知的財産があるかを十分に把握できていないケースも少なくないと思われる。

(2) 戦略的に活用できる体制をつくる

A. 経営戦略に知的財産を取り入れる

企業が研究開発に取り組む場合、先行する技術等を十分に調査したうえで、その企業の経営戦略に沿ったテーマを選択する必要がある。また、企業の技術情報等の管理方法には、特許などを登録する「オープン化」と営業秘密として社内に蓄積する「クローズ化」がある。それぞれの方法のメリット、デメリットを踏まえた適切な知的財産戦略が求められる。

B. 人材の育成・活用で、適正に知的財産を管理

知的財産を扱ううえでは、適正な情報管理体制を築いて情報漏洩を防止することが必要不可欠である。

また、企業の内外を問わず、知的財産に精通した人材の育成のために、行政や関係機関が連携することも期待される。

(3) 外部との連携を強化する

A. 同業者間の連携によるブランド強化

自社商品のブランド化には資金面などからの制約も多い。このため、地域に産業が集積している場合には、「今治タオル」のように、同業者が連携して地域ブランド化を目指すことも選択肢の1つである。

地域団体商標制度などの活用を通して、産地全体として知名度向上を図ることができれば、それぞれの企業の業績向上も期待できるだろう。

B. 産学官連携による研究開発

人員や資金の面での制約が多い中小企業が研究開発を行う場合、特定分野に精通した公的試験研究機関や大学との共同研究(産学官連携)が有効な手段となる。研究機関の研究者の協力や設備の提供を受けることで、効率的で費用を抑えた研究開発が期待できる。

C. オープン・イノベーションの拡大

研究開発を自社だけで完結するのではなく、他社からも柔軟にアイデア等を調達することで新たな価値創造を目指す考え方は「オープン・イノベーション」と呼ばれ、今後、さらなる広がりが期待されている。

中小企業が主導するオープン・イノベーションを促進するうえでは、行政や研究機関(大学等)の果たす役割が大きいだろう。企業の技術リストや産業に求められる技術の将来ビジョンの作成を通して、業界内での自社の技術上の立ち位置を把握する“技術マッピング”を県内企業が進められるように支援することなどが期待される。

おわりに

知的財産は、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)やRCEP(東アジア地域包括的経済連携)の交渉でも大きなテーマとなっている。また、政府が食品や農産物などの産地名をブランドとして保護する新たな制度の創設が議論されるなど、その動向は大きく注目されている。県内でも、知的財産の創造と活用がさらに進むよう、産学官の連携強化と充実した取り組みが望まれる。

(宮下 和洋)